

【 特定寄附金の二次募集について 】

次の指定口座に **1口 5,000円** 単位からお振込み下さい。

振込口座(指定口座)

[金融機関名]みずほ銀行 芝支店 [振込先](当座)0002587 [口座名]公益社団法人 芝法人会

※振込手数料はご負担願います。

- 1 名称** 2019年度『租税教育を軸とした社会の仕組みを知る 公益事業』(東京諸島と港区の小学生児童 及び中学生生徒 対象)のための特定寄附金
(特定寄附金▶「本会会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金」)
- 2 総額** 下記項目3に記載した募集期間中に集めた金額とする。
(事業予算に基づき、2,000千円を募集総額の目途とする)
- 3 期間** 2019年7月2日(火)～ 同年11月15日(金)
- 4 対象** 賛同する会員ならびに、会員以外の法人及び団体ならびに個人
- 5 用途** 全て、当該事業費(事業内管理費を含む)に充当いたします。
- 6 公表** 寄附者の法人名又は団体名、もしくは個人名は、当会ホームページなどで公表いたします。

受領証明書を送付いたしますので、下記項目を記入の上

ファクシミリまたは、電子メールにて当会までお送りいただき、**振込口座(指定口座)**にお振込み下さい。

FAX 03-3453-0681 メール jimusssss@shibahoujinkai.or.jp

《『2019年度 租税教育を軸とした社会の仕組みを知る 公益事業』申込書》
標記の寄附金を、次のとおり申し込みます。

寄附金額	口			円【1口 5,000円(1口以上)】
振込日	2019年	月	日	【振込・申込締切: 2019年11月15日(金)】
社名				
氏名			会社役職	
所在地	電話番号			FAX番号

匿名をご希望の場合は をご記入下さい。

※ 個人の方は、「社名」「会社役職」の記入は必要ありません。

【受領証明書の郵送】寄附金が入金されたことを確認した後、適宜「寄附金受領証明書」を郵送いたします。

【寄附金控除の申告・お問合せ等】

確定申告書に当会の発行する領収書(寄附金受領証明書)を添付する必要があります。その他、ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせ下さいませよう願いたします。

お問合せ先

公益社団法人 芝法人会 事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-9-5 TEL 03-3453-6351 FAX 03-3453-0681 メール jimusssss@shibahoujinkai.or.jp

租税教育を軸とした社会の仕組みを知る

公益事業

寄附金

のお願い



公益社団法人
芝法人会

公益事業の運営は100%、皆様の 寄附金によって支えられています。

公益事業の実施内容 (2018年度)

全日程総数650名の小学生児童が参加いたしました。

1 税務行政の理解を深める **租税教室**

芝税務署の協力のもと、租税教室を開催。税の意義やその用途を、クイズや原寸大1億円モックに驚きながら楽しく学び、税の大切さを知りました。



2 職業・社会体験による学びとしての **キャリア教育・企業見学**



港区の会員及び地元企業の皆様のご協力のもと、子ども達が社会と仕事の現場へ訪問。職業体験や会社見学を通じ、自らの将来へ思いを馳せてもらう機会を設けています。2018年度においては白金商店街の皆様にご協力いただき、様々な店舗にて多種多様な職業体験を行いました。また、「税を考える週間(11/11~17)」では、キッズニア東京(期間中、税務職員アクティビティが開催)への招待企画を麻布法人会と共催し、芝税務署、麻布税務署のみならず、港区教育委員会にも名義後援を受け、オール港区での事業として実施しました。

3 子ども達の友情を育む **小学校児童間交流**

東京諸島の子ども達が港区内の小学校を訪れ、お互いについて学び、一緒に体を動かしたり、ともに授業を受けたりして交流を深めました。毎年子ども達が成長する上での糧となるべく企画しております。



※実施の様子は、当会ホームページの活動だより及びyoutube公式チャンネル内でもご覧いただけます。

【公益事業とは】

東京諸島と港区に橋を架け、地域の皆様とともに子ども達の夢を育む。

当会では、子ども達に税の大切さや社会の仕組みを正しく理解してもらい、将来に向かって夢を育むことの支援を目的として『税と社会の仕組みを知る』公益事業を展開しています。

本事業は、公益性の高い内容を維持すると同時にあらゆる面での公平さが不可欠です。港区立の全小学校と東京諸島の全小学校へできるかぎり公平な受益機会の設定が必要であり、芝税務署、麻布税務署、港区教育委員会などの行政機関をはじめとする多くの皆様からのご後援・ご協力と、会員企業を中心とする地域の皆様からの『特定寄附金』、そして各種団体の連携により運営されています。回を重ねるごとに協力者に恵まれ、実施内容の充実を図れている次第です。この場を借りてお礼を申し上げますとともに、当事業が皆様の善意によって成り立っていること

を再認識しています。

今年で6年目を迎えますが、本年度から新たに中学生生徒も事業対象とし、子ども達が社会について学ぶ機会をより多く創出できればと考えております。

皆様におかれましては、当事業の継続と内容のさらなる充実のため、事業内容にご賛同の上、ご寄附のほどよろしくお願ひ申し上げます。

公益社団法人 芝法人会
公益事業委員長 金井由光



【昨年度(2018年)、皆様からお寄せいただいた寄附について】

2018年

【件数】 **119**件(339口) 【総額】 **3,000,000**円 【収支報告】 **±0**円
【内訳】①50,000円×29口、5,000円×310口 ②法人99社、個人20名 【収支差額実績】

【使用実績】東京諸島小学生児童の渡航費・東京諸島小学生児童の港区内移動交通費(貸切バス費用)、広報費(チラシ等)・職業体験費・キッズニア東京 入場参加費

おかげさまで、本事業に関わるすべての支出を特定寄附金でまかなうことができました。本年度につきましても事業内容のさらなる充実のため、皆様のご協力をお願いいたします。

【寄附金控除について】

皆様からご寄附をお寄せいただいたことでその実績が認められ、2018年度から東京都の条例指定により『税額控除を受けられる公益社団法人』の認定を受けました。この場を借りまして、改めて皆様に深謝いたします。

◆個人寄附の場合 [個人が寄附した場合]

■当会は、2018年3月12日付『税額控除を受けられる公益社団法人』としての認定を受けました。

個人が寄附した場合には、『所得控除制度』または『税額控除制度』いずれかを選択できるようになりました。

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち2,000円を超える金額につき適用されます。

《「所得控除」適用の場合》寄附金額 - 2,000円 = 所得控除額 ※総所得金額等の40%相当額が限度

《「税額控除」適用の場合》(寄附金額 - 2,000円) × 40% = 税額控除額 ※1 総所得金額等の40%が限度 ※2 所得税額の25%相当額が限度

■一部の地域の方は住民税の控除も受けられます。(住所の都道府県、市区町村にお問合せ下さい)

◆法人寄附の場合 [法人(会社)が寄附した場合]

■当会は、東京都より「公益社団法人」としての認定を受けておりますので、当会への寄附金には、特定公益増進法人(※)としての税法上の優遇措置が適用され、法人税の別枠の損金算入が受けられます。 ※公益社団法人・公益財団法人はすべて特定公益増進法人と位置づけられています。

■通常の寄附金の損金算入限度額①とあわせて別枠で算出した限度額②が損金に算入されます。

① 通常の寄附金の損金算入限度額…(資本金額等 × 当期月数/12 × 2.5/1,000 + 所得金額 × 2.5/100) × 1/4

② 特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額…(資本金額等 × 当期月数/12 × 3.75/1,000 + 所得金額 × 6.25/100) × 1/2

■住民税・事業税は上記の取り扱いを受けて計算されます。

【寄附金控除の申告・お問合せ等】

確定申告書に当会の発行する領収書(寄附金受領証明書)を添付する必要があります。その他、ご不明な点等がございましたら、事務局あてにお問合せ下さいませようお願いいたします。